

「北海道新幹線、札幌車両基地高架橋1」工事
に係る契約者の選定経緯について

令和5年6月

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

北海道新幹線建設局

目 次

1. 工事概要
2. 経緯
3. 競争参加資格確認等
4. 技術提案審査
5. 価格等の交渉
6. その1 工事の契約相手方の決定
7. 技術提案・交渉方式に係る専門部会の経緯

「北海道新幹線、札幌車両基地高架橋 1」工事に係る契約者の選定経緯について

1. 工事概要

(1) 発注者

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北海道新幹線建設局

(2) 工事名

- ① 北海道新幹線、札幌車両基地高架橋 1 (以下、「その 1 工事」という。)
- ② 北海道新幹線、札幌車両基地高架橋 2 (以下、「その 2 工事」という。)

(3) 工事場所

- ① その 1 工事について
北海道札幌市中央区北 5 条東 2 丁目地内～北 3 条東 1 1 丁目地内
- ② その 2 工事について
北海道札幌市中央区北 5 条東 6 丁目地内～北 3 条東 1 1 丁目地内

(4) 主な工事内容

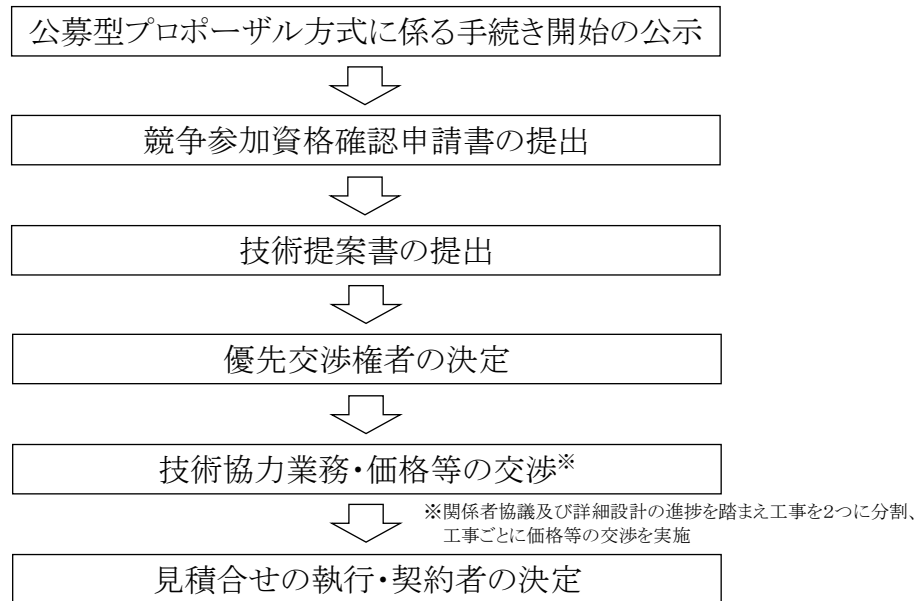
- ① その 1 工事について
高架橋・橋りょう 延長 760m
建築上家・防雪上家 延べ面積 7,900 m²
上記等に伴う仮設工事等
- ② その 2 工事について
高架橋・橋りょう 延長 850m
建築上家・防雪上家 延べ面積 16,700 m²

(5) 工期

- ① その 1 工事について
契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- ② その 2 工事について
契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日まで

2. 経緯

(1) 契約者決定の流れ



(2) 契約者決定までの主な経緯

契約者決定までの主な経緯は表-1のとおりである。

表-1 契約者決定までの主な経緯

日付	内容
令和3年12月23日	技術提案・交渉方式に係る専門部会（第1回）
令和4年1月7日	入札・契約手続運営委員会（公示内容の確認）
令和4年1月12日	契約手続開始の公示
令和4年2月1日	競争参加資格確認申請書の提出期限
令和4年2月14日	入札・契約手続運営委員会（技術提案提出要請者決定）
令和4年2月16日	技術提案書の提出要請
令和4年3月9日	技術提案書の提出期限
令和4年3月22日 ～令和4年3月23日	技術提案書提出者に対するヒアリング
令和4年4月21日	技術提案・交渉方式に係る専門部会（第2回）
令和4年4月25日	入札・契約手続運営委員会（優先交渉権者決定）
令和4年4月27日	優先交渉権者選定通知
令和4年5月27日	基本協定書締結、技術協力業務請負契約、設計協力協定締結
令和4年10月20日 ～令和4年11月30日	専門部会の委員等に対して個別説明 ・ 関係者協議等の進捗を踏まえ、工事をその1工事、その2工事に分割

	<ul style="list-style-type: none"> 各々の工事について価格等の交渉の妥当性について審議
令和5年2月13日	工事の分割に係る変更基本協定書締結、技術協力業務請負変更契約
令和5年4月12日 ～14日	価格等の交渉（その1工事）
令和5年4月27日	技術提案・交渉方式に係る専門部会（第3回） ※その1工事について審議
令和5年5月8日	入札・契約手続運営委員会（その1工事の契約相手方の特定）
令和5年5月22日	特定通知（その1工事の契約相手方へ通知）
令和5年5月29日	見積合せ（その1工事）
令和5年6月2日	工事請負契約締結（その1工事）

※その2工事については、改めて専門部会を開催し、審議予定としている

（3）工事実施者の選定方法

本工事は、北海道新幹線札幌車両基地の高架橋及び上家の施工を行うものである。近接する営業線と市街地に挟まれた狭隘な用地において、施工ヤードや工事用道路等が限られる中、整備新幹線工事では初となる高架橋上の車両基地を構築する必要がある。加えて、土木・建築工事の全体工程を短縮する必要がある。

このような施工条件を満足する仕様の確定、仕様の前提となる条件の決定が困難であったため、設計段階から施工者のノウハウを取り入れることにより施工方法の最適化が期待される技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）を採用することとした。

本方式は技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計業務に技術提案内容を反映させ、目標工期、工事額を算定した上で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結するものである。

（4）工事実施者の選定体制

技術提案等の審査・評価は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構北海道新幹線建設局の入札・契約手続運営委員会に諮った上で決定した。また、中立かつ公正な審査・評価の確保を図るため、学識経験者等で構成する「札幌車両基地高架橋工事における技術提案・交渉方式の専門部会」（以下、「専門部会」という。）を設置した。専門部会は、学識経験者3名、オブザーバー4名（有識者1名、機構役員3名）で構成し、公示前、技術審査段階、価格等の交渉段階の3段階において意見聴取を行った。なお、専門部会は非公開とした。また、専門部会の名簿はその2工事の契約締結後に改めて公表する予定としている。

3. 競争参加資格確認等

(1) 競争参加資格確認

競争参加資格確認は、競争参加者としての適正な資格と必要な実績を有しているかを審査するものである。

(2) 審査結果

令和4年2月1日までに複数者の応募があった。提出された競争参加資格確認申請書について資格審査を行った結果、競争参加資格を満たしていた複数者に対し令和4年2月16日付で技術提案書の提出要請を通知した。なお、資格確認申請書を提出した者等については、その2工事の契約締結後に改めて公表する予定としている。

4. 技術提案審査

(1) 技術提案審査の概要

技術提案審査にあたり、以下の3提案並びに1つの取組状況を求めた。

- 1) 技術協力業務の実施に関する提案能力
- 2) 施工ヤードや近接条件等の制約を踏まえて令和10年3月の工事完了に有効な工法等の提案能力
- 3) 施工時の安全の確保及び全体工程とコスト増加に影響を与えるリスクの管理についての提案能力
- 4) ワーク・ライフ・バランス関連認定制度における取組状況又は「労務費見積尊重宣言」の取組状況

技術提案書は、競争参加資格を満たしていた者すべてから提出があった。各者の技術提案を評価し、技術協力業務及び価格等の交渉を行う優先交渉権者1者並びに次順位以下の交渉権者を決定した。技術提案の評価は各者50分のヒアリングを実施し、技術提案内容の確認を行った上で、上述の提案項目に関する提案内容を審査することで行った。

(2) 審査結果

審査にあたっての評価基準及び配点は表-2のとおりである。なお、審査結果については、その2工事の契約締結後に改めて公表する予定としている。

表-2 評価基準

評価項目		評価の着目点		配点
技術提案 ①～③・取組状況 ④	①技術協力業務の実施に関する提案能力	理解度	技術協力業務の理解度について、以下の場合に優位に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 業務目的、現地条件、与条件が適切かつ論理的に整理されており、技術協力・施工タイプの手続きや技術協力に対する理解度が高い場合 	10
		実施手順及び実施体制	技術協力業務の実実施手順及び実施体制について、以下の場合に優位に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合 ➤ 実施手順の整理にあたり、本技術協力業務を円滑に進めるための主要なポイントの抽出が適切である場合 ➤ 土木と建築部門間の意思疎通に関して具体的な工夫があるなど、本業務の内容、規模に対して十分（具体的）な実施体制が確保されている場合 	30
	②施工ヤードや近接条件等の制約を踏まえて令和10年3月の工事完了に有効な工法等の提案能力	的確性	提案内容の的確性について、以下の場合に優位に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 工事工程を75か月から58か月に短縮するために有効な施工方法・施工計画等が提案されている場合 ➤ 施工ヤードや工事用道路が限られた狭隘な施工条件、かつ営業線に近接する施工環境において、工程の確保に有効な施工方法・施工計画等が提案されている場合 	40
		実現性	提案内容の実現性について、以下の場合に優位に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 提案内容が現地の条件に照らして適切であり実現性がある場合 ➤ 提案内容について、実施事例、類似事例、構成員における施工実績を踏まえた記載があり、提案の実施に十分（具体的）な裏付けがある場合 	40

③施工時の安全の確保及び全体工程とコスト増加に影響を与えるリスクの管理についての提案能力	的確性	提案内容の的確性について、以下の場合に優位に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 営業線の運行、営業線構造物の保安に対する施工の安全確保や安全管理体制に関する課題を適切に抽出しており、その対策について有効な提案がある場合 ➤ 全体の工程遅延やコスト増加に影響を与えるリスクの抽出と、リスク回避のための管理・調査方法の提案が適切である場合 	20
	実現性	提案内容の実現性について、以下の場合に優位に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 提案内容が現地の条件に照らして適切であり実現性がある場合 ➤ 提案内容について、実施事例、類似事例、構成員における施工実績を踏まえた記載があり、提案の実施に十分（具体的）な裏付けがある場合 	20
	④ワーク・ライフ・バランス関連認定制度における取組状況又は「労務費見積尊重宣言」の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ いずれかの構成員のワーク・ライフ・バランス関連認定制度における取組状況 ➤ 構成員のうち代表者における「労務費見積尊重宣言」の取組状況 	5
合計			165

5. 価格等の交渉

(1) 実施方法

発注者及び優先交渉権者で技術協力業務の契約を締結するにあたり、設計業務及び技術協力業務完了後の工事の契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定を令和4年5月27日に締結した。

また、関係者協議及び詳細設計の進捗を踏まえて工事工程を再検討した結果、工事をその1工事及びその2工事の2つに分割し、各々の工事について価格等の交渉を行うこととし、これに係る変更基本協定書を令和5年2月13日に締結した。

(2) 経過

基本協定書に基づき、優先交渉権者によるその1工事の見積り提出にあたり、事前に価格の算定に係る適用基準等の積算方法、積算条件、リスク分担、施工計画との整合を優先交渉権者に確認した。

発注者の予定価格と優先交渉権者の見積り予定額について比較し、大きな差額があった場合は見積り条件等を再度確認した。

その結果を踏まえて、優先交渉権者から提出されたその1工事の見積りについて1回の価格等の交渉を実施した。主な経過は以下の通りである。

【第1回】令和5年4月12～14日

- ・価格の算定に係る適用基準等の積算方法、積算条件、リスク分担、施工計画の事前確認に基づいた発注者の予定価格と優先交渉権者の見積りについて比較し、大きな差額がなかったことを確認

上記の価格等の交渉を踏まえ、発注者において優先交渉権者の価格の妥当性を確認したことから、令和5年4月27日、第3回専門部会にその1工事に関する価格等の交渉結果について報告し、価格等の交渉結果及び交渉成立の妥当性が確認された。

令和5年5月8日、入札・契約手続運営委員会においてその1工事に関する価格等の交渉成立の判断の妥当性が確認されたため、令和5年5月22日にその1工事の施工者を特定した。

なお、その2工事については、今後改めて価格等の交渉を行う予定である。

(3) 価格等の妥当性の検証について

優先交渉権者から提出された工種毎における見積額の妥当性の検証については、以下のとおり行い、見積条件やヒアリング等により確認した。

- ① 歩掛については、原則、標準歩掛を使用し、標準歩掛がない特殊な歩掛については複数の専門業者による見積りを徴収した上、類似の歩掛等を参考に妥当性を確認した。
- ② 設計単価（労務単価、資材単価、機械経費）については、原則、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の公表単価及び市場単価、これらに掲載がない特殊な材料については特別調査単価を使用し、これら以外の資材単価については、複数のメーカーによる見積りを徴収した上、ヒアリング等により妥当性を確認した。

(4) その他

価格等の交渉の過程で決定した施工条件等については、設計図書に反映させた。

(5) 見積合せ

実施日 令和5年5月29日

6. その1 工事の契約相手方の決定

(1) 工事名

北海道新幹線、札幌車両基地高架橋 1

(2) 契約者

鹿島・飛島・岩田地崎・中山 北海道新幹線、札幌車両基地高架橋特定建設工事共同企業体

(3) 工事場所

北海道札幌市中央区北5条東2丁目地内～北3条東11丁目地内

(4) 工事請負契約締結日

令和5年6月2日

(5) 契約金額

予定価格 19,910,726,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

契約金額 19,877,671,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

7. 技術提案・交渉方式に係る専門部会の経緯

本工事の手續きにあたっては、中立かつ公正な審査を行うため、学識経験者等で構成する専門部会を設置し、全3回の意見聴取及び1回の個別説明を行った。

各委員会の開催日及び意見聴取事項等は以下の通り。

【第1回専門部会 公示前】

1) 開催日 令和3年12月23日(木)

2) 意見聴取事項

① 技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)の適用の妥当性について

② 優先交渉権者の選定方法等について

3) 主な意見

- ・ 札幌車両基地高架橋工事は施工条件等に照らして仕様を確定することが難しく、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)を適用することは妥当である
- ・ 同方式の適用にあたっては、工事費用の妥当性をしっかり説明できるよう、協議や価格等の交渉を行うこと

【第2回専門部会 技術審査段階】

- 1) 開催日 令和4年4月21日(木)
- 2) 意見聴取事項
 - ① 技術提案の審査の妥当性について
 - ② 価格交渉等の手続きについて
- 3) 主な意見
 - ・ 技術提案書の審査の結果は妥当と判断できる
 - ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条第3項に基づいて作成・公表する技術提案の審査の結果並びに審査及び交渉の過程の概要について、第2回専門部会までの審議を踏まえ、作業に着手すること

【個別説明】

- 1) 実施日 令和4年10月20日～令和4年11月30日
- 2) 説明内容
 - ・ 関係者協議及び詳細設計の進捗状況
 - ・ 進捗を踏まえた工事工程の再検討結果
 - ・ 今後の対応方針(案)として
 - ① 工事をその1工事及びその2工事の2つに分割
 - ② 価格等の交渉の妥当性については工事ごとに審議
- 3) 主な意見
 - ・ 対応方針(案)について了承

【第3回専門部会 価格等の交渉段階】

- 1) 開催日 令和5年4月27日(木)
- 2) 意見聴取事項
 - ① その1工事に関する価格等の交渉の妥当性について
 - ② その1工事に関する予定価格の算定方法について
 - ③ 公表資料について
- 3) 主な意見
 - ・ その1工事の価格等の交渉および予定価格の算定方法は妥当と判断できる
 - ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条第3項に基づいて作成・公表する資料の内容は妥当と判断できる